



提出前に再確認し、確認欄の□にレ印を付けてください。

**確認**

申請者

申請者は、土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合はそれぞれ該当各号の定めるところによる。（豊田市道路及び水路境界確認事務取扱基準第5条第2項各号）

1. 法人が土地所有者の場合は、代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産している場合は清算人又は管財人とする。
2. 共有地の場合は、原則として共有者全員とする。ただし、申請人以外の共有者全員の委任状を添付し、代表者1名で申請することができる。
3. 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、申請人以外の相続人の委任状及び相関関係説明図、又は遺産分割協議書を添付し、代表者1名で申請することができる。

隣接公有地の種別

当該公有地の管理者が豊田市（土木管理課）であるか、また、市道区域、隣接国（県）道・河川区域、土地改良区管理道水路等を事前に確認すること。

添付図書 ※図書類は下記の番号順に綴じて、添付して下さい。

	添付書類	詳細
<input type="checkbox"/>	1 委任状	代理人申請の場合に添付する（自筆の原本）。
<input type="checkbox"/>	2 位置図	申請地を明示する。
<input type="checkbox"/>	3 法務局備え付け地図又は公図の写し	立会う線を朱線表示する。隣接地などの字が違う場合は合成図を作成し、図面に所有者等を記入した全体図を添付する。
<input type="checkbox"/>	4 登記事項証明書及び登記事項要約書の写し	登記事項証明書の写し（申請地、関係道水路等）及び登記事項要約書の写し（隣接地、対側地）を添付する。なお、登記事項要約書の写しの代わりに登記事項証明書の写しでも可とする。また、必要に応じて土地所有者一覧表を添付する。
<input type="checkbox"/>	5 法務局備え付け地積測量図の写し	法務局保管の地積測量図の添付は、隣接地のみならず査定資料として重要と思われるものも添付する。
<input type="checkbox"/>	6 区画整理等の資料過去の確定記録等	土地改良図、区画整理図、過去の立会記録など査定資料として重要と思われるものを添付する。
<input type="checkbox"/>	7 仮測量図	査定を行うにあたり、申請者が主張すべき筆界線を明示した仮測量図を添付し、既設杭（凡例付）がある場合は図示する。道水路幅員及び申請地の実測面積を記入すること。
<input type="checkbox"/>	8 その他	上記各事項の他に査定を行うにあたり、重要と思われる資料がある場合は、その内容を記載し添付する。

※ 1. 境界確認申請書提出について、添付書類等に重大な不備のある場合、受付処理はできません。受付書類に不備のある場合は、連絡を致しますので速やかに補正等を行って下さい。

2. 申請書の却下について（豊田市道路及び水路境界確認事務取扱基準第15条第1項）

一 申請者に提出を求めた書類が60日を経ても提出されないで、催促するもさらに60日以内に提出がない場合。

二 申請者に現地立会の通知をするも、これに応じず催促するも、さらに60日以内に現地立会に応じない場合。

以上の場合は、「境界確認申請書却下通知書」により却下となるため、注意すること。